

令和 5 年 1 2 月 定例会 委員会代表質問

通告 2

産業建設常任委員会

質問 町財政が判断する公共施設等総合管理計画の問題点

たかはし よしさだ
高橋 善貞 委員

【質問：高橋 善貞 委員】

9 番、高橋善貞です。産業建設常任委員会を代表して、質問事項、町財政が判断する公共施設等総合管理計画の問題点をテーマに 3 点に絞って質問させていただきます。



質問 1 機能しない公共施設等総合管理計画

【質問：高橋 善貞 委員】

質問の 1 点目は、機能しない公共施設等総合管理計画について何点か指摘させていただきます。平成 28 年度、2016 年度なんですけど、から令和 8 年度、2026 年度までの 11 年間の計画期間とする公共施設等総合管理計画は本年度 7 年目を迎えました。

先に行われました令和 4 年度中標津町各会計決算認定審査において、管理計画策定以来、経過年数、老朽化率、耐用年数の経過年数が全く更新されず現在に至っていた施設分類別の施設の内訳というのがあるんですが、それを最新の情報に置き換えて資料提出をしていただきました。その結果、令和 4 年度末において公共施設は全 549 施設のうち、耐用年数に至っていない建物は 172 施設で全体の約 3 割でしかなく、耐用年数を超過している建物が 377 施設、そのうち耐用年数の 2 倍を超過している建物が 61 施設、耐用年数の 3 倍を超過している建物は 6 施設あり、さらに耐用年数の 4 倍を超過している昭和 32 年度建設の建物が 1 施設あります。

産業建設常任委員会では、この公共施設等総合管理計画が機能していない状況に危機

感を感じており、委員会では改めて計画内容を確認し議論をさせていただきました。それは過去に担当部局が管理する施設の修繕工事などを予算要求しても、財政的な理由で予算化を見送ってきた結果、武道館、シルバースポーツセンター、なかよし児童館の屋根は膨大な工事費を費やして、全面的な屋根の葺き替え工事になってしまった反省があるからです。この予算化出来ずに放置してきた結果、劣化や破損が進み工事費が大幅に増加している現状は、4月に開催した中標津建設業協会との懇談会で指摘されております。建設業の関係者は過去から公共施設を管理している部局の担当者から、工事見積書の提出を依頼され提出していましたが、予算化されてない工事が協会でわかる範囲で過去3年間で3,000万円を超えております。わかる範囲です。特に本年6月定例会で補正予算により提案され議決した中標津町総合文化会館の補修工事は、過去から見積書の提出を行って設計まで行ってきた案件で、雨漏りする事態になるまで工事費の予算化は認められませんでした。

この公共施設等総合管理計画は、7年前の計画当初では従来の対症療法的な維持管理から予防保全型の維持管理に重点を置いて公共施設の長寿命化を進めていく考えだったはずです。

これから令和6年度予算編成が本格化します。この公共施設等総合管理計画の方針のとおり実施することが困難な実情も理解しますが、実際に施設を管理する担当者が施設管理上必要なメンテナンス工事費等を要求しても財政的な理由で削除され、後年度膨大な予算が必要になった場合、責任の所在は一体どこにあるのか、町長のお考えをまずお聞かせください。

【答弁：町長】

1点目の機能しない公共施設等総合管理計画でございますが、公共施設の老朽化の状況は議員御理解のとおり、公共施設等総合管理計画の策定時における平成27年度と令和4年度との実績値を比較すると、町有施設の解体工事を進めてきたことにより、施設及び総面積は減少してきましたが、老朽化率につきましては4.4ポイント増の63.4%となり、町有施設の老朽化は着実に進んでいるところでございます。

計画策定年度であります、平成28年度以降の予算編成については令和3年度を除き、令和5年度までの予算編成における収支不足として、最小で令和4年度の1億8,000万円、最大で平成30年度の5億6,700万円など、各年度において収支不足が見込まれてきたことから、最終的に財政調整基金の取崩しなどにより収支均衡を図ってきたところでございます。

その間における施設管理を担う担当部署からの修繕料や工事費の予算要求につきましては、高額のものから少額のものまで様々な要求があったことは事実でございますが、前段の予算編成における収支不足の状況を勘案した中で、優先順位の聞き取りを行い緊急的に実施すべきもの、予防保全的に実施するものなど予算措置を講じてきたところであります。

議員御指摘の中標津町総合文化会館については、平成20年度より大ホールの照明設備や音響設備、舞台吊り物装置など、施設運営の根幹に関わる設備の改修を順次行ってきたところでございますが、本年6月定例会で議決をいただきました雨漏り対策工事については、被害が拡大してからの修繕だったことは否めないと認識しております。

いずれにしても、人口減少下における各公共施設の今後の管理については、施設の利用状況や維持管理コスト、また老朽具合などを十分に踏まえ、将来への過大な負担とならないよう、公共施設等総合管理計画の方針に沿って適切に管理してまいりたいと考えております。

【再質問：高橋 善貞 委員】

1点目の機能しない公共施設等総合管理計画について再質問させていただきます。私は町の財政が苦しいのは十分承知しております。このような中で、計画を機能させるにはどうすれば良いかを質問しているわけで、耐用年数を経過した施設を全て新しくすべきと言っているわけでもありません。この管理計画の方針どおり実施していたなら、文化会館は雨漏りしてから補正予算を使って補修することはあり得ません。少なくとも補正予算を削減してきた結果として、予算編成の最高責任者としての町長は責任の所在は自分にあると言うべきと私は思いますが、町長のお考えをもう一度お聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

【答弁：町長】

はい、再質問に御答弁申し上げます。公共施設の管理につきましては、やはり予算との相談をしながらしていかなければならないという財政状況がずっとこの間続いているのは間違いないと思います。先ほども申し上げましたとおり、結果として雨漏りが生じてしまったのは非常に残念な結果でありますけども、なるべくそういうことのないように、今後しっかりと対応してまいりたいと考えております。以上です。

質問2 予算編成方針に明記するスクラップアンドビルドとは

【質問：高橋 善貞 委員】

質問の2点目です。予算編成方針に明記するスクラップアンドビルドという言葉を使っていますが、それは一体何かという問題です。町有地に設置されている未利用、つまり用途廃止してしまった公共施設を解体撤去して更地に戻して売却するなど、地方自治体が財産処分する機会は多くなっております。予算方針に過去からスクラップアンドビルドの方針が掲載されておりますが、スクラップする財源もないなら、再利用、つまり用途廃止した公共施設を現状のまま売却するなど、民間企業の手法をもっと研究すべきと思います。売却を民間宅建業者に依頼する手法も研究し、少しでも不要な財産を削除する努力が必要ではないでしょうか。特に建物が残っている旧武佐小学校、旧俵橋小学校、一部は今使用されてますが旧計根別老人福祉センター、東中地区にある消防の職員住宅など検討すべき大型施設はあると思いますが、これらの未利用公共施設についてどのように処分していくのか町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

御質問2点目の予算編成方針に明記するスクラップアンドビルドとはでございますが、スクラップアンドビルドについては、平成21年度の予算編成方針から明記し、ソフト事業、ハード事業を問わず、安易に継続することなく、事業の優先度や費用対効果などを検証した上で、既存事業からの転換を図るべく取り組んでいるところでございます。

公共施設の老朽化や用途廃止により未利用となっている所有財産については、議員御指摘のとおり、地方自治体が処分していく機会は増加傾向にあり、本町におきましても未利用となっている公有財産が数多くあることから、処分における公平性や透明性を確保するため、令和2年度に中標津町未利用財産利活用基本方針を策定し利活用を進めているところでございます。処分の実績としましては、令和3年度からこれまで、売買や交換など13件の利活用を進めており、本年度においても、先日、建物付きの物件を入札に付し落札されたところであります。

しかし、議員御指摘のとおり、旧小学校地などの建物付きの大型物件を含む未利用財産はまだ数多くある状況となっており、これらの町有財産の処分については、民間宅建会社へ依頼できる業務もありますが、現在のところ入札の透明性の確保や地域などへの説明など職員が担わなくてはならない業務が多いことから、業務委託化の検討までは進

んでいないところであります。

今後も増え続けると思われる未利用財産の処分に当たり、今後、業務体制の強化や業務を担う職員の育成、業務の一部委託などについて調査研究するとともに、施設の管理費や解体予算の確保など、町全体の予算を勘案しながら優先順位を定め着手していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：高橋 善貞 委員】

2点目の予算編成方針に明記するスクラップアンドビルドについて再質問させていただきます。

景観行政を進める上でも空き家対策などが重要な施策になっています。町民の一般住宅の空き家を特定空き家に指定して早期に取り壊してくださいと空き家対策の担当者は指導していかなければなりません。公共建築物の空き家を放置している状況を町長はどのように感じているのでしょうか。町民が所有する空き家はもちろん固定資産税がかかりますし、公共建築物の空き家には税金はかかりません。

もっと現実的に町民の目線に立って、公共建築物を私は見るべきと思いますが、民間委託の手法が入札の透明性の確保や地域などへの説明責任を理由に出来ないという割には、岩谷学園IT専門学校の建設費は補正予算であつという間に職員住宅、教員住宅が撤去されています。

財政状況を理由にするには余りにも簡単に、しかも迅速に業務が進んでいたように思いますが、今後は慎重に改めて優先順位を定めていくという判断なんのでしょうか。これについて町長の考えをお聞きしたいと思います。

【答弁：町長】

再度の御質問にお答え申し上げます。町の公共施設の中に古くなってしまって、現在、学校等ですね、処分が決まらないものたくさんあります。これらにつきましても、現場を見ながらですね、状態の把握をしながら、今後に向けて処分に対して検討していきたいと考えております。

なお、処分等、それから活用に当たりましては、やはりそのときの効果でありますとか急ぐ内容、それぞれの要件を見極めながら今後とも判断していきたいと考えております。以上です。

質問3 真の財政健全化とは

【質問：高 橋善貞 委員】

質問の3点目は、真の財政健全化を目指す課題としての公共施設の維持管理の在り方です。先ほど令和4年度末において公共施設は全549施設のうち、耐用年数に至っていない建物は172施設で全体の約3割しかなく、耐用年数を超えている建物が377施設ありますとお話しさせていただきました。

毎年、予算編成の時期に担当者が予算要求書を作成しますが、令和6年度中標津町予算編成方針を見ると、歳入に見合った歳出と記載されております。補助金や交付金に恵まれた事業予算を要求する部局もありますが、一部では耐用年数を超えた公共施設を抱えて維持補修修繕費などの修繕工事に追われている部局もあります。また公共施設ではないんですが車両、機械、給排水施設、電気設備など、補正予算の提案理由では「耐用年数はかなり過ぎていて補修をする部品が製造されていない」との説明が、今まで何度も繰り返されています。

以前から予算編成前に担当部局に予算の枠配分を行い、各部局において限られた予算枠で予算要求を実施する手法を取り入れておりますが、しかしこの方法を悪いとは言いません。部局間を分断してしまつて職員の発想にブレーキをかけて財政主導型の予算編成になる恐れがあります。

公共施設等総合管理計画の目的は、公共施設を維持管理する担当者が安全安心に施設を運営するために計画的なメンテナンスを必要とする長期計画だったはずですが、財源不足を理由に計画は施設の取り壊し時における起債充当のみでしか効果はありませんでした。

早急に令和8年度までの計画を見直して、現状に合った経過年数、老朽化率、耐用年数の経過年数の更新を行い、令和6年度予算に反映できる施設分類別の施設の内訳を作成して、町民・議会・行政職員と情報共有すべきと考えます。町長が職員に対し予算編成で職員に対して我慢してくださいと言うのは、私は間違いだと思います。予算編成で我慢しているのは町民だと私は思っています。町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

御質問3点目の真の財政健全化とはでございますが、御質問の1点目でお答えしたとおり、近年の予算編成において毎年収支不足が見込まれることから、最終的に財政調整基金からの取り崩しにより収支均衡を図ってきたところであり、この結果、令和元年度

末の財政調整基金の残額が4億円程度まで激減するなど、大変厳しい財政状況に陥りました。

この逼迫した財政状況を踏まえ、令和2年度の予算編成からは限られた財源を有効に活用し、身の丈に合った行政サービスを提供していかなければならない転換期を迎えたと考え、これまでの予算編成に用いたシーリング方式や一件査定方式から、新たな試みとして過去の予算額や実施計画における財政需要等に基づき予算の配分をする方式を取り入れ、予算要求担当課には根拠に基づく一定の予算と財源を配分し取り組んできたところでございます。

公共施設等総合管理計画の策定により、議員御指摘のとおり、公共施設の解体時における除却債の活用が可能となり、それまで単年度の一般財源では取り壊すことの出来なかった旧清掃センターなどの町有施設を、この除却債の活用により解体出来たことをはじめ、公共施設等適正管理推進事業債の活用により、市街地道路及び地方道路の長寿命化を進めてきたところでございますが、公共施設の計画的な維持補修については、厳しい財政状況を背景に十分な予算化がなされていない状況は理解をしているところでございます。

現計画の公共施設等総合管理計画においては、令和4年度末の公共施設の所有状況、老朽化率について今後更新を行い情報共有をさせていただくとともに、この計画の目的であります人口減少、少子化等による公共施設の利用需要の変化を捉えた、長期的な視点による更新、統廃合、長寿命化などによる財政負担の軽減、平準化、さらには施設の最適化の実現に向け取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

【再質問：高橋 善貞 委員】

3点目の真の財政健全化についての再質問をさせていただきます。今回のテーマは公共施設等総合管理計画ですから、予算編成時における財政担当部局と各担当部局間の生々しい予算交渉について詳しく論議するつもりはありません。しかしこの管理計画の在り方を今一度、全職員で確認する必要があると私は思います。

この計画の第二章、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針の4番目、公共施設等の管理に関する基本的な考え方。詳しく言えば(7)番目になりますか。総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方法、非常に詳しく方針が載っております。その②では、先ほどの民間活用の検討があり、全部は読みませんが、公共施設等の更新等については民間の技術、ノウハウ、資金を活用することが有効である云々と書かれております。7年前からです。また、③では町民及び議会との情報共有とあり、

ここは全部読ませていただきます。公共施設等の更新や配置はまちづくりの在り方に関するものとなることから、町民及び議会への十分な情報提供を行うように努めます。特に個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階では、町民及び議会に対して十分な説明や意見交換等による議論の場を設け、合意形成を図った上で事業を実施しますとあります。私は現在までこの方針に基づき、公共事業等総合管理計画が策定された平成 28 年度から現在まで進めてきたとは思えません。今後のこともありますので町長の見解をお聞きいたします。

【答弁：町長】

御質問にお答え申し上げます。民間活用に関しましては、町有地で持っていても今後使用する実態が考えられないといった場合には、民間の方に売払いをしてですね、有効活用してもらうような方針はこの間もずっととってきておりますし、今後もそのように考えております。また情報共有に関しましては、当然これは必要なことでございますので、予算等を通じましてしっかりと議会、もしくは町民の皆様にご理解を得るように努力したいというふうに考えております。以上です。